四　事案の要旨
　1　美唄ガス株式会社の一般ガス供給約款の変更（平成二十年三月十九日付けでガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均一五・八〇％引き上げる。）
　2　詳細は、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（札幌第一合同庁舎）及び美唄ガス株式会社（美唄市大通東一条南三丁目一番三十一号）において閲覧に供する。
五　その他
　1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した北海道経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「美唄ガス株式会社関係公聴会陳述希望」と記載して、平成二十四年七月十日までに、北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、北海道経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あてて通知する。
　2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「美唄ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十四年七月十日までに北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課電気・ガス事業室（郵便番号〇六〇―〇八〇八　札幌市北区北八条西二丁目一番一号　札幌第一合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数のときは、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を届出者あてて通知する。
　3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
　4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

北海道経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

美唄ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
　1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４縦（横書き）とすること。
　2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
　3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

六月二十二日（金）

〇一般案件

一、平成二十四年度中小企業者に関する平国等成二十四年度中小企業者等に対する平成等成二十四年度中小企業者等に対する平成等成二十四年度中小企業者等に対する平成